

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社AOKIホールディングス	コード	8214
提出日	2024/6/25	異動(予定)日	2024/6/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、現任の社外取締役4名が再任予定となります。うち、独立役員は3名。また任期中の監査等委員である社外取締役2名も独立役員であるため改めて提出いたします。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	尾原 蓉子	社外取締役	○														○		有	
2	高橋 光夫	社外取締役	○	△															訂正・変更	有
3	中村 英一	社外取締役	○										△						訂正・変更	有
4	菅野 園子	社外取締役																		
5	上平 洋輔	社外取締役	○									△							訂正・変更	有
6	金井 暁	社外取締役	○															○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		同氏を2015年6月に独立役員に指定し、その旨届出をしております。同氏はファッション・ビジネスの草分けとして50年の経験に基づく将来への洞察及びファッションのもの作りと流通の変革に関する提言活動を推進されています。これらのファッション業界に関する豊富な知識と経験、また会社経営での経験に基づき、当社の経営全般に有用な助言を行って頂いております。こうした経歴、活動及び当社取締役会におけるの発言等を総合的に勘案した結果、当社としては一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
2	同氏は1997年6月まで当社の業務執行取締役でした。	同氏を2021年6月に独立役員に指定し、その旨届出をしております。当社ファッション事業及び他社における豊富な経験と高い識見を有しており、その幅広い経験を活かし、今後の企業組織の変革や企業価値の向上などに有用な助言を行って頂いております。同氏は上記aに該当しますが、前述のとおり一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しているものと判断しております。こうした経歴、活動及び当社取締役会におけるの発言等を総合的に勘案した結果、独立役員として指定いたしました。
3	同氏は2021年6月まで当社取引先の取締役及び顧問でした。	同氏を2022年6月に独立役員に指定し、その旨届出をしております。衣料業界及び他社における豊富な経験と知識を有しており、今後の当社事業の変革や企業価値の向上などに有用な助言を行って頂いております。同氏は上記iに該当しますが、前述のとおり一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しているものと判断しております。同氏の経歴と、上記の活動を総合的に勘案した結果、独立役員として指定いたしました。
4		
5	同氏は2014年7月まで、当社グループの監査法人の社員等でした。	同氏を2023年6月に独立役員に指定し、その旨届出をしております。公認会計士及び税理士としての経験を重ね、豊富な会計知識と幅広い識見を有しており、特に財務・会計についての有用な助言を頂けるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。同氏は上記hに該当しますが、前述のとおり一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しているものと判断しております。同氏の経歴と、上記の活動を総合的に勘案した結果、独立役員として指定いたしました。
6		同氏を2023年6月に独立役員に指定し、その旨届出をしております。弁護士としての経験を重ね、豊富な専門知識と幅広い識見を有しており、ガバナンスや企業価値向上のために必要な助言をして頂けるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏の経歴と、上記の活動を総合的に勘案した結果、当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

4. 補足説明

菅野園子氏の戸籍上の氏名は森園子です。

当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するために、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、以下のとおり独自の基準を定めています。ただし、社外役員の選任には、独立性だけでなく、それぞれの知識、能力、見識及び人格等を考慮して選定していますので、会社法に定める社外役員の要件を満たし、かつ社外役員として当社の意思決定に対し指摘、意見することができる人材については、以下の基準に該当する場合であっても社外役員として招聘することがあります。

【社外取締役の独立性判断基準】

当社は、社外取締役の独立性について、以下の各号のいずれにも該当しない場合、独立性があると判断します。

1. 当社の関係者

現在及び過去10年間に於いて、当社又は当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役員、又はその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）であった者

2. 主要な取引関係者

(1) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者

※主要な取引先とは、過去3年間に於いて、当社の連結売上高の2%以上の規模の取引先

(2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者

※主要な取引先とは、過去3年間に於いて、当該取引先の連結売上高の2%以上の規模の取引先及び当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している取引先

3. 社外専門家関係

(1) 当社グループから過去3年間の平均で、役員報酬以外にコンサルタント、会計若しくは税務又は法律専門家として、年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている者（当該利益を受けている者が法人、組合等である場合は、当該団体の過去3年間の平均年間収入の2%を超える利益を当社から報酬として受けている団体に属する者）

(2) 当社グループの会計監査人又はその社員等

4. 主要株主

当社の総議決権の10%以上を直接又は間接的に所有している者又は法人若しくはその子会社の業務執行者

5. 寄付又は助成を受けている者

過去3年間に於いて、当社グループから年間1,000万円以上の寄付、助成金を受けている者又はその業務執行者

6. 配偶者又は二親等内の親族が1. から5. に該当する者、ただし該当するものが業務執行者である場合は、重要な業務執行者（業務執行取締役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行するもの）に限る

7. 上記各号に該当しない場合であっても、一般株主全体との間で恒常的に利益相反が生じる恐れのある者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。